

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和 8 年 8 月 7 日（金）

（案件名）

- ・ 令和 8 年度における当せん金付証票の発売許可について
（年末ジャンボ・年末ジャンボミニ）（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

新納補佐（内 2 3 3 9 4）

年末ジャンボ・ジャンボミニの発売に係る総務大臣の許可について

1. 制度概要

○ 宝くじは、当せん金付証券法の規定に基づき、都道府県及び政令指定都市が総務大臣の許可を受けて発売することができる。

① ジャンボ宝くじ以外のくじ … 前年度の12月にまとめて申請・許可

② **ジャンボ宝くじ** (トブリム・サマー・ハロウィン・**年末**・バレンタイン) … 発売額が大きく、直近の売れ行きなどを踏まえて賞金条件等を定めるため、
発売の都度、個別に申請・許可。**【今回】**

2. 申請内容

○ 今回、年末ジャンボ・ジャンボミニの発売について、全国自治宝くじ事務協議会（全ての都道府県及び政令指定都市で構成）から、以下の通り許可申請があった。

<年末ジャンボ・ジャンボミニ>

【発売期間】 令和8年11月24日（火）～12月25日（金）

【発売総額】

年末ジャンボ : 1,380億円 ※うち当せん金 690億円 (50.0%)

年末ジャンボミニ : 450億円 ※うち当せん金 225億円 (50.0%)

【当せん金の最高額】 ※年末ジャンボ・ジャンボミニの証券金額（宝くじ1枚当たりの価格）は300円。

年末ジャンボ : 7億円（証券金額の233万倍）

※ 1等前後賞合わせて10億円

年末ジャンボミニ : 3,000万円（証券金額の10万倍）

※ 1等前後賞合わせて5,000万円

3. 対応案

○ **年末ジャンボ・ジャンボミニ**について、申請内容が**法令上の要件を満たしていることから、指定・許可**することとしたい。

※ 当せん金は、発売総額の5割を超えてはならない（当せん金付証券法第5条第1項）。

※ 当せん金の最高金額は、証券金額の50万倍に相当する額を超えてはならないが、総務大臣が指定する場合には、証券金額の250万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる（当せん金付証券法第5条第2項）。

令和8年度における当せん金付証票の発売許可について

令和8年8月
自治財政局 地方債課

1 発売計画額及び発売回数

(単位:百万円)

団 体 名	年間計画額 ①	既許可額 ②	今回許可額 ③	許可額総計 ④(②+③)	計画残額 ⑤(①-④)
全 国 自 治 宝 く じ 事 務 協 議 会	920,642	689,642	183,000	872,642	48,000
ド リ ー ム ジ ャ ン ボ	51,000	51,000	0	51,000	0
サ マ ー ジ ャ ン ボ	98,000	98,000	0	98,000	0
ハ ロ ウ ィ ン ジ ャ ン ボ	51,000	51,000	0	51,000	0
年 末 ジ ャ ン ボ	183,000	0	183,000	183,000	0
バ レ ン タ イ ン ジ ャ ン ボ	48,000	0	0	0	48,000
通 常 く じ	48,450	48,450	0	48,450	0
数 字 選 択 式 宝 く じ (ナ ン バ ー)	76,473	76,473	0	76,473	0
数 字 選 択 式 宝 く じ (ミ ニ 口 ト)	28,470	28,470	0	28,470	0
数 字 選 択 式 宝 く じ (口 ト 6)	154,476	154,476	0	154,476	0
数 字 選 択 式 宝 く じ (口 ト 7)	139,383	139,383	0	139,383	0
数 字 選 択 式 宝 く じ (ビ ャ ン ク 5)	13,240	13,240	0	13,240	0
イ ン タ ー ネ ッ ト 専 用 く じ (ク イ ッ ク ワ ン)	29,150	29,150	0	29,150	0
東 京 都	8,690	8,690	0	8,690	0
関 東 ・ 中 部 ・ 東 北 会 自 治 宝 く じ 事 務 協 議 会	28,700	28,700	0	28,700	0
近 畿 宝 く じ 事 務 協 議 会	8,790	8,790	0	8,790	0
西 日 本 宝 く じ 事 務 協 議 会	12,850	12,850	0	12,850	0
栃 木 県	10,500	10,500	0	10,500	0
合 計	990,172	759,172	183,000	942,172	48,000

2 当せん金付証票法第5条第2項ただし書により総務大臣が指定する宝くじの概要

発売団体	回 数	発売予定額 (百万円)	最高賞金額 (百万円)	証票金額 (円)	発売期間等	倍数 (万)
全 国 自 治 宝 く じ 事 務 協 議 会	第1134回	138,000	700	300	R8.11.24～R8.12.25	233.3

根拠法令

●地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）（抄）

（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充ててため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）（抄）

（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充ててため必要があると認めたとときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額（加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金（第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。）の額を加えた額）をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

根拠法令

●当せん金付証券発売許可基準（平成 24 年 4 月 1 日付け総務大臣決定）（抄）

第一 一般的許可基準

七 証券金額及び支払い手段

証券金額は、原則として 100 円、200 円、300 円又は 500 円のいずれかとすること。（略）

九 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の 100 分の 37 を下らない額とすること。（略）

十 当せん金品

3 当せん金品の総額は、発売総額の 100 分の 50 以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。

4 当せん金品の最高額は、証券金額の 50 万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証券金額の 250 万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、500 万倍）を超えない範囲内の額とすること。